

佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、佐賀県地域医療構想に基づく県内の新たな医療提供体制の整備促進を図るために必要となる施設及び設備の整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく佐賀県内の病院及び診療所の開設者であって、知事が適当と認めるものとする。

2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び補助率等)

第3条 この補助金の交付対象経費及びこれに対する補助率等は、別表のとおりとする。

2 補助金額の算定にあたっては、千円未満の端数は切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、毎年度、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りではない。
 - ア 補助金額に変更がなく、補助対象経費の20%以内の金額の変更
 - イ 入札による補助金額の減額
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、別添「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守すること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告すること。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (12) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 前項第2号の規定により知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

2 知事は、補助事業者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定により、交付決定を取消した場合においては、補助金を返還させることができる。

(補助金の交付決定前着工の届出)

第7条 補助事業の着手は原則として、補助金の交付決定後に行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定前に着工する必要がある場合には、指令前着工届をあらかじめ知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する指令前着工届は、様式第6号のとおりとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して1月以内（第5条第1項第4号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月以内）又は毎年度3月31日（ただし、補助金が全額概算払された場合には、翌年度4月10日）のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。

3 補助事業が複数年度にわたるときは、様式第4号による年度終了実績報告書を毎年度3月31日までに提出するものとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払で交付できるものとする。

2 規則第15条第1、2項に規定する補助金交付請求書は、様式第7号及び第8号のとおりとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年5月9日から施行し、平成29年度に係る補助金から適用する。

2 この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度に係る補助金から適用する。

3 この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和元年度に係る補助金から適用する。

4 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度に係る補助金から適用する。

5 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度に係る補助金から適用する。

別表

1. 補助対象区分		2. 基準額	3. 補助対象経費	4. 補助率
施設整備	新築・増改築	9,000 千円×整備後の病床数 なお、1 ㎡あたりの費用は 360,000 円、1 床あたりの面積は 25 ㎡を上限とする。	回復期機能病床を整備する病院又は診療所の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴槽、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、冷暖房、付属設備等）	2 分の 1
	改修	3,747 千円×整備後の病床数 なお、1 ㎡あたりの費用は 149,880 円、1 床あたりの面積は 25 ㎡を上限とする。		
設備整備		10,800 千円/1 ヶ所	回復期機能病床の整備に伴い必要な医療器具等の備品購入費 ただし、一品当たりの単価が 100 千円以上のものに限る。	
5. 補助金額の算定方法				
<p>(1) 上記第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費をもとに算出した支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額を補助金額とする。</p>				